

# 登録の手引き

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

第69条第1項に基づく登録実務講習実施機関

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

## I. 登録実務講習とは

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の第69条第1号において、管理業務主任者試験に合格し登録を受けようとする場合で、国土交通大臣が2年以上の実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたことをもって登録を受けようとする者は、国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習実施機関」という。）が行う登録実務講習を修了しなければならないとされています。この登録実務講習実施機関として登録実務講習の実施に関する事務を行うためには、国土交通大臣あてに登録の申請を行い、所定の要件を満たしているか審査を受け、その登録を受けることが必要です。

## Ⅱ. 登録要件等

登録には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条の3の欠格要件に該当しないことと、同規則第69条の4第1項の登録基準を満たしていることが必要です。

### 1. 欠格要件（規則第69条の4）

次のいずれかに該当する場合、欠格要件にあたり、登録を受けることができません。

- ①法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ②第六十九条の十三の規定により第六十九条第一号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ③法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

### 2. 登録基準（規則第69条の4）

登録の申請が規則第69条の6第4号に掲げる基準に適合する講習を行うおうとするものであること。

(規則第69条の6第4号)

科目	内容	講師	時間
一 法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	一 弁護士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	七時間
二 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	管理組合の会計及び財産の分別管理に関する事項	一 公認会計士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	三時間
三 マンションの建物及び付属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	建物の維持保全及び長期修繕計画並びに大規模修繕に関する事項	一 一級建築士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	五時間

### Ⅲ. 申請に必要な書類

#### 1. 申請書の記載事項（規則第69条の2第2項）

登録を受けようとする者は、次の①の申請書及び②から⑧のうち該当する添付書類を国土交通大臣に提出しなければならないとなっております。

- ①別記様式第16号の2による申請書
- ②個人である場合においては次の書類
  - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類
- ③法人である場合においては次の書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
  - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
  - ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ④講師が第69条の6第4号の表の第3欄のいずれかに該当する者であることを証する書面
- ⑤登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ⑥登録実務講習事務申請者が規則第69条の3各号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- ⑦その他参考となる事項を記載した書類

## IV. 登録後の諸手続

### 1. 登録の更新（規則第69条の5）

登録の有効期間は3年となっております。更新を受けなければ、登録の有効期間の経過によって、登録の効力は失われます。

更新の登録要件及び申請手続きは、新規登録の際と同様となります。

なお、登録の更新の申請は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に申請書を提出しなければならないこととなっております。

### 2. 講習事務の実施に係る義務（規則第69条の6）

登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、規則第69条の6で掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければなりません。

- ①管理業務主任者試験に合格した者で、第59条第1項に定める管理事務に関し2年以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。
- ②登録実務講習を毎年一回以上行うこと。
- ③講義及び登録実務講習終了試験により登録実務講習を行うこと。
- ④規則第69条の6第4項に適合した登録実務講習を行うこと。
- ⑤受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。
- ⑥登録講習科目に応じ、適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。
- ⑦講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答す

ること。

- ⑧登録実務講習終了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- ⑨登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- ⑩登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- ⑪終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところにより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。
- ⑫登録実務講習を修了した者に対して、別記様式第16号の3による修了証を交付すること。
- ⑬登録実務講習事務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

### 3. 登録事項の変更の届出（規則第69条の7）

登録実務講習実施機関は、以下に掲げる事項を変更しようとするとき、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に提出しなければなりません。

- ①登録実務講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録実務講習実施機関が講習事務を行う事務所の名称及び所在地

#### 4. 登録実務講習事務規程（規則第69条の8）

登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務に関する規程（「登録実務講習事務規程」）を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならないこととされており、これを変更しようとするときも、同様に届け出なければならない。講習事務規程には、次の事項を定めなければならない。

- ①登録実務講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- ②登録実務講習の受講の申請に関する事項
- ③登録実務講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- ④登録実務講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- ⑤登録実務講習の日程、公示方法その他の登録実務講習の実施の方法に関する事項
- ⑥講師の選任及び解任に関する事項
- ⑦講義に用いる教材及び登録実務講習修了試験の方法に関する事項
- ⑧修了証の交付及び再交付に関する事項
- ⑨登録実務講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑩登録実務講習事務に関する公正の確保に関する事項
- ⑪不正受講者の処分に関する事項
- ⑫第69条の14第3項の帳簿その他の登録実務講習事務に関する書類の管理に関する事項
- ⑬ その他登録実務講習事務の実施に関し必要な事項

#### 5. 登録実務講習事務の休廃止の届出（規則第69条の9）

登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、1)休止し、又は廃止しようとする登録実務講習事務の範囲、2)休止し、又は廃止しようとする年月日、3)休止しようとする場合にあってはその期間、4)休止又は廃止の理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

#### 6. 財務諸表等の備え付け及び閲覧等（規則第69条の10）

登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、5年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならないとされております。

また、財務諸表等については、管理業務主任者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも閲覧等の請求ができることとなっております。

#### 7. 帳簿の記載（規則第69条の14）

登録実務講習実施機関は、次の事項について、帳簿を記載し、保存しなければならないとなっており、作成した帳簿は登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければなりません。

- ①登録実務講習の実施年月日
- ②登録実務講習の実施場所
- ③受講者の受講番号、氏名、生年月日、住所及び登録実務講習修了試験の合否の別
- ④修了者にあつては、③の事項のほか、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号

また、登録実務講習は次に掲げる書類を備え、登録実務講習を実施した日から3年間保存しなければなりません。

- ①登録実務講習の受講申込書及び添付書類
- ②終了した登録実務講習の教材
- ③終了した登録実務講習修了試験の問題用紙及び答案用紙

## 8. 登録実務講習事務の実施結果の報告（規則第69条の15）

登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書と、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実務講習に用いた教材並びに登録実務講習修了試験の問題、解答及び合格基準を記載した書面を添えて、国土交通大臣に提出しなければならないこととなっております。

①登録実務講習の実施年月日

②登録実務講習の実施場所

③受講申込者数

④受講者数

⑤修了者数

## V. その他

### 1. 適合命令（規則第69条の11）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が登録基準等に適合しなくなったと認めるときは、その登録実務講習実施機関に対し、登録基準等の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

### 2. 改善命令（規則第69条の12）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が講習事務の実施に係る義務の規定に違反していると認めるときは、その登録実務講習実施機関に対し、講習事務の実施に係る義務の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

### 3. 登録の取消し等（規則第69条の13）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ①第69条の3の欠格要件に該当するに至ったとき。
- ②登録事項の変更の届出、登録実務講習事務規程の届出等、登録実務講習事務の休廃止の届出、財務諸表等の備え付け、帳簿の記載の規定に違反したとき。

- ③ 正当な理由がないのに財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき。
- ④ 適合命令、改善命令の命令に違反したとき。
- ⑤ 規則第69条の16の規程による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑥ 不正の手段により登録を受けたとき。

#### 4. 報告の徴収（規則第69条の16）

国土交通大臣は、登録実務講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができます。

## VI. 申請に関する問い合わせ

申請にあたっては、あらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、上記Ⅲ. で定める書類を持参して下さい。郵送では受け付けていません。

住 所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

担当部署 : 国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 不動産指導室

電話番号 : 03-5253-8111 (代表) 不動産管理係 (内線 25155)

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律  
第149号）【抄】

(登録)

**第五十九条** 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定によりマンション管理士の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないもの）
- 2 前項の登録は、国土交通大臣が、管理業務主任者登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を登載してするものとする。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年7月19日国土交通省令第100号）【抄】

（法第五十九条第一項 の国土交通省令で定める期間）

**第六十八条** 法第五十九条第一項 の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

（法第五十九条第一項 の国土交通大臣が実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたもの）

**第六十九条** 法第五十九条第一項 の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めた者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 管理事務に関する実務についての講習であって、次条から第六十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者
- 二 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において管理事務に従事した期間が通算して二年以上である者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認めた者

（登録の申請）

**第六十九条の二** 前条第一号の登録は、登録実務講習の実施に関する事務（以下「登録実務講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者（以下「登録実務講習事務申請者」という。）は、別記様式第十六号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

ニ 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。次条第三号において同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第六十九条の六第四号の表の第三欄のいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

**第六十九条の三** 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第六十九条第一号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第六十九条の十三の規定により第六十九条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

**第六十九条の四** 国土交通大臣は、第六十九条の二第一項の規定による登録の申請が第六十九条の六第四号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであるときは、その登録をしなければならない。

2 第六十九条第一号の登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実務講習を行う者（以下「登録実務講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録実務講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

**第六十九条の五** 第六十九条第一号の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、前項の登録の更新を受けようとする者は、前項の登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

（登録実務講習事務の実施に係る義務）

**第六十九条の六** 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一 試験に合格した者で、第六十八条に定める期間以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。

二 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。

三 講義及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。

四 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を

同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。

科目	内容	講師	時間
一 法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	一 弁護士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	七時間
二 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	管理組合の会計及び財産の分別管理に関する事項	一 公認会計士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	三時間
三 マンションの建物及	建物の維持保全及び長期修繕計画	一 一級建築士	五

び付属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	並びに大規模修繕に関する事項	二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	時間
---------------------------------	----------------	---	----

- 五 受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。
- 六 第四号の表の第一欄に掲げる科目に応じ、適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。
- 七 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 八 登録実務講習修了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- 九 登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 十 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 十一 終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところにより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。
- 十二 登録実務講習を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、別記様式第十六号の三による修了証（以下単に「修了証」という。）を交付すること。
- 十三 登録実務講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（登録事項の変更の届出）

**第六十九条の七** 登録実務講習実施機関は、第六十九条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録実務講習事務規程)

**第六十九条の八** 登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録実務講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録実務講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録実務講習の受講の申請に関する事項
- 三 登録実務講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 四 登録実務講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録実務講習の日程、公示方法その他の登録実務講習の実施の方法に関する事項
- 六 講師の選任及び解任に関する事項
- 七 講義に用いる教材及び登録実務講習修了試験の方法に関する事項
- 八 修了証の交付及び再交付に関する事項
- 九 登録実務講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十 登録実務講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 第六十九条の十四第三項の帳簿その他の登録実務講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十三 その他登録実務講習事務に関し必要な事項

(登録実務講習事務の休廃止)

**第六十九条の九** 登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交

通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録実務講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由  
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第六十九条の十** 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

**第六十九条の十一** 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第六十九条の四第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第六十九条の十二** 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第六十九条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同条の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第六十九条の十三** 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録実務講習実施機関が行う登録実務講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実務講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十九条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第六十九条の七から第六十九条の九まで、第六十九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六十九条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第六十九条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第六十九条第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

**第六十九条の十四** 登録実務講習実施機関は、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者の受講番号、氏名、生年月日、住所及び登録実務講習修了試験の合否の別

四 修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録実務講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録実務講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録実務講習の教材

三 終了した登録実務講習修了試験の問題用紙及び答案用紙

(登録実務講習事務の実施結果の報告)

**第六十九条の十五** 登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 修了者数

2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実務講習に用いた教材並びに登録実務講習修了試験の問題、解答及び合格基準を記載した書面を添えなければならない。

(報告の徴収)

**第六十九条の十六** 国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

**第六十九条の十七** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第六十九条第一号の登録をしたとき。
- 二 第六十九条の七の規定による届出があったとき。
- 三 第六十九条の九の規定による届出があったとき。
- 四 第六十九条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録実務講習事務の停止を命じたとき。

# 登録の手引き

マンションの管理の適正化の推進に関する法律  
第60条第2項に基づく登録講習機関

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

## I. 登録講習機関とは

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の第60条第2項において、管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項及び第61条第2項により、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習を受けなければならないとされております。

この登録講習機関として講習業務を行うためには、国土交通大臣あてに登録の申請を行い、所定の要件を満たしているか審査を受け、その登録を受けることが必要です。

## Ⅱ. 登録要件等

登録には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第61条の2において準用する第41条の3、第41条の4の欠格要件に該当しないことと登録基準を満たしていることが必要です。

### 1. 欠格要件（法第61条の2において準用する第41条の3）

次のいずれかに該当する場合、欠格要件にあたり、登録を受けることができません。

- ①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ②登録講習機関の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ③法人であって、講習事務を行う役員のうち①、②のいずれかに該当する者があるもの

### 2. 登録基準（法第61条の2において準用する第41条の4）

講習が、法別表第二に掲げる科目について、それぞれ同表に掲げる講師により行われるものであること

別表第二 （第六十一条の二関係）

科目	講師
<p>一 この法律その他関係法令に関する科目</p> <p>二 管理事務の委託契約に関する科目</p>	<p>一 弁護士</p> <p>二 管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目</p>	<p>一 公認会計士</p> <p>二 管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>四 マンションの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目</p>	<p>一 一級建築士</p> <p>二 管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

### Ⅲ. 申請に必要な書類

#### 1. 申請書の記載事項（規則第75条において準用する第42条）

登録を受けようとする者は、次の①の申請書及び②から⑧のうち該当する添付書類を国土交通大臣に提出しなければならないとなっております。

- ①別記様式第23号による申請書
- ②法人である場合においては次の書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
  - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ③個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類
- ④登録講習が法別表第二に掲げる科目について、同表に掲げる講師により行われるものであることを証する書類
- ⑤登録講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ⑥登録等を受けようとする者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- ⑦その他参考となる事項を記載した書類
- ⑧法人ではなく個人で登録申請される場合は住民票

## IV. 登録後の諸手続

### 1. 登録の更新（法第61条の2において準用する第41条の5及び規則第75条において準用する規則第42条の3）

登録の有効期間は3年となっております。更新を受けなければ、登録の有効期間の経過によって、登録の効力は失われます。

更新の登録要件及び申請手続きは、新規登録の際と同様となります。

なお、登録の更新の申請は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に申請書を提出しなければならないこととなっております。

### 2. 講習事務の実施に係る義務（法第61条の2において準用する第41条の6及び規則第75条において準用する第42条の4）

登録講習機関は、公正に、かつ、法で定めた登録基準等、次の基準に適合する方法により講習を行わなければなりません。

- ①法別表第二の掲げる科目について、それぞれ同表に掲げる講師により行われるものであること。
- ②登録講習を毎年一回以上行うこと。
- ③登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。
- ④登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。
- ⑤登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適

切に応答すること。

- ⑥登録講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十三号の二による修了証明書を交付すること。
- ⑦不正な受講を防止するための措置を講じること。
- ⑧登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。
- ⑨登録講習事務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

### 3. 登録事項の変更の届出（法第61条の2において準用する第41条の7及び規則第75条において準用する第42条の2）

登録講習機関は、以下に掲げる事項を変更しようとするとき、変更しようとする日の2週間前までに、1)変更しようとする事項、2)変更しようとする年月日、3)変更の理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

- ①登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- ③登録講習機関が法人である場合、役員の氏名

### 4. 講習事務規程（法第61条の2において第41条の8、規則第75条において準用する第42条の6）

登録講習機関は、講習事務に関する規程（「講習事務規程」）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならないこととされており、これを変更しようとするときも、同様に届け出なければなりません。講習事務規程には、次の事項を定めなければなりません。

- ①講習の実施方法
- ②講習に関する料金
- ③登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- ④登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- ⑤登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- ⑥登録講習の受講の申込みに関する事項
- ⑦登録講習の実施方法に関する事項
- ⑧登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- ⑨登録講習の内容及び時間に関する事項
- ⑩登録講習に用いる登録講習教材に関する事項
- ⑪修了証明書の交付に関する事項
- ⑫第七十五条において準用する第四十二条の十第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項
- ⑬不正受講者の処分に関する事項
- ⑭その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

5. 講習事務の休廃止の届出（法第61条の2において準用する第41条の9及び規則第75条において準用する第42条の2）

登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、1)休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲、2)休止し、又は廃止しようとする年月日、3)休止しようとする場合にあってはその期間、4)休止又は廃止の理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

#### 6. 財務諸表等の備え付け及び閲覧等（法第61条の2において準用する第41条の10）

登録講習機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、5年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならないとされております。

また、財務諸表等については、管理業務主任者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも閲覧等の請求ができることとなっております。

#### 7. 帳簿の記載（法第61条の2において準用する第41条の14、規則第75条において準用する第42条の10）

登録講習機関は、次の事項について、帳簿を記載し、保存しなければならないとなっております。また、作成した帳簿は登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならず、登録講習に用いた登録講習教材も登録講習を実施した日から3年間保存しなければなりません。

- ①登録講習の実施年月日
- ②登録講習の実施場所
- ③講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及びその時間
- ④受講者の氏名、生年月日、住所及び管理業務主任者の登録番号

8. 登録講習事務の実施結果の報告（規則第75条において準用する第42条の11）

登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書と、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及び管理業務主任者の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証明書の交付年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えて、国土交通大臣に提出しなければならないこととなっております。

- ①登録講習の実施年月日
- ②登録講習の実施場所
- ③受講申込者数
- ④受講者数
- ⑤登録講習修了者数

## V. その他

### 1. 適合命令（法第61条の2において準用する第41条の11）

国土交通大臣は、登録講習機関が登録基準等に適合しなくなったと認めるときは、その登録講習機関に対し、登録基準等の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

### 2. 改善命令（法第61条の2において準用する第41条の12）

国土交通大臣は、登録講習機関が講習事務の実施に係る義務の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習事務の実施に係る義務の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

### 3. 登録の取消し等（法第61条の2において準用する第41条の13）

国土交通大臣は、登録講習機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ①欠格要件に該当するに至ったとき。
- ②登録事項の変更の届出、講習事務規定の届出等、講習事務の廃止の届出、財務諸表等の備え付け、帳簿の記載の規定に違反したとき。
- ③正当な理由がないのに財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき。

④適合命令、改善命令の命令に違反したとき。

⑤不正の手段により登録を受けたとき。

#### 4. 立入検査（法第61条の2において準用する第41条の17）

国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、国土交通省の職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができます。

## VI. 申請に関する問い合わせ

申請にあたっては、あらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、上記2. で定める書類を持参して下さい。郵送では受け付けていません。

住 所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

担当部署 : 国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 不動産指導室

電話番号 : 03-5253-8111 (代表) 不動産管理係 (内線 25155)

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律  
第149号）【抄】

（準用規定）

**第六十一条の二** 第四十一条の二から第四十一条の十八までの規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、第四十一条の二中「前条」とあるのは「第六十条第二項本文（前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、第四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と読み替えるものとする。

（講習）

**第四十一条** マンション管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、次条から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下この節において「講習」という。）を受けなければならない。

（登録）

**第四十一条の二** 前条の登録は、講習の実施に関する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

**第四十一条の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十一条の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの  
(登録基準等)

**第四十一条の四** 国土交通大臣は、第四十一条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項  
(登録の更新)

**第四十一条の五** 第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

**第四十一条の六** 登録講習機関は、公正に、かつ、第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

**第四十一条の七** 登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

**第四十一条の八** 登録講習機関は、講習事務に関する規程（以下この節において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

(講習事務の休廃止)

**第四十一条の九** 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第四十一条の十** 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かななければならない。

2 マンション管理士その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求  
(適合命令)

**第四十一条の十一** 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(改善命令)

**第四十一条の十二** 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(登録の取消し等)

**第四十一条の十三** 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。

**五** 不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第四十一条の十四** 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

**第四十一条の十五** 国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

**2** 国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

**3** 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(報告)

**第四十一条の十六** 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

**第四十一条の十七** 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

**第四十一条の十八** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十一条の登録をしたとき。

二 第四十一条の七の規定による届出があったとき。

三 第四十一条の九の規定による届出があったとき。

四 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 第四十一条の十五の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年7月19日国土交通省令第100号）【抄】

**第七十五条** 第四十二条から第四十二条の十六までの規定（第四十二条の十一第三項を除く。）は、法第六十一条の二において準用する法第四十一条の二の講習事務及び法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第一項の規定により国土交通大臣が行う講習事務について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「法第四十一条の登録又は法第四十一条の五第一項」とあるのは「法第六十条第二項本文（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録又は法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第一項」と、「別記様式第十号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、「第四十二条の三」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の三」と、同項第三号中「法第四十一条」とあるのは「法第六十条第二項本文」と、「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と、同項第四号中「法第四十一条の二」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の二」と、同項第五号中「法第四十一条の三」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の三」と、第四十二条の二中「法第四十一条の四第二項第四号（法第四十一条の五第二項）」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の四第二項第四号（法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第二項）」と、「法第四十一条に」とあるのは「法第六十条第二項本文に」と、第四十二条の三中「法第四十一条の五第一項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第一項」と、第四十二条の四中「法第四十一条の六」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の六」と、同条第五号中「別記様式第十号の二」とあるのは「別記様式第二十三号の二」と、「修了証」とあるのは「修了証明書」と、第四十二条の五中「法第四十一条の七」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の七」と、第四十二条の六中「法第

四十一条の八第二項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の八第二項」と、同条第九号中「修了証」とあるのは「修了証明書」と、同条第十号中「第四十二条の十第三項」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の十第三項」と、第四十二条の七中「法第四十一条の九」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の九」と、第四十二条の八中「法第四十一条の十第二項第三号」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十第二項第三号」と、第四十二条の九第一項中「法第四十一条の十第二項第四号」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十第二項第四号」と、第四十二条の十第一項及び第三項中「法第四十一条の十四」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十四」と、同条第一項第四号中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と、同項第五号中「修了証の」とあるのは「修了証明書の」と、「修了証番号」とあるのは「修了番号」と、第四十二条の十一第二項中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と、「修了証の」とあるのは「修了証明書の」と、「修了証番号」とあるのは「修了番号」と、第四十二条の十二中「法第四十一条の十五第二項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第二項」と、同条第二号中「第四十二条の十第三項」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の十第三項」と、第四十二条の十三中「法第四十一条の十五第一項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第一項」と、「別記様式第十号の三」とあるのは「別記様式第二十三号の三」と、同条及び第四十二条の十五中「マンション管理士講習受講申込書」とあるのは「管理業務主任者講習受講申込書」と、同条中「法第四十一条の十五第三項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項」と、「第四十二条の十三」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の十三」と、「法第四十一条の十五第一項」とあるのは「法第六十一条の二において

準用する法第四十一条の十五第一項」と、第四十二条の十六中「法第四十一条の十七第二項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十七第二項」と、「別記様式第十号の四」とあるのは「別記様式第二十三号の四」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

**第四十二条** 法第四十一条の登録又は法第四十一条の五第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別記様式第十号による申請書（第四十二条の三において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
  - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類
- 三 法第四十一条の講習（以下この節において「登録講習」という。）が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録講習科目」という。）について、同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録講習講師」という。）により行われるものであることを証する書類
- 四 法第四十一条の二の講習事務（以下この節において「登録講習事務」という。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録等を受けようとする者が法第四十一条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けられないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録講習機関登録簿の記載事項）

**第四十二条の二** 法第四十一条の四第二項第四号（法第四十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、法第四十一条に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合における役員の氏名とする。

（登録の更新の申請期間）

**第四十二条の三** 法第四十一条の五第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

（登録講習事務の実施基準）

**第四十二条の四** 法第四十一条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。
- 三 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材（以下この節において「登録講習教材」という。）を用いること。
- 四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。
- 五 登録講習の課程を修了した者（以下この節において「登録講習修了者」という。）に

対して、別記様式第十号の二による修了証(以下この節において単に「修了証」という。)を交付すること。

六 不正な受講を防止するための措置を講じること。

七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。

八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

**第四十二条の五** 登録講習機関は、法第四十一条の七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(講習事務規程の記載事項)

**第四十二条の六** 法第四十一条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項

九 修了証の交付に関する事項

十 第四十二条の十第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項

十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止の届出)

**第四十二条の七** 登録講習機関は、法第四十一条の九の規定により登録講習事務の全部

又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第四十二条の八** 法第四十一条の十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該

電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

**第四十二条の九** 法第四十一条の十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に

掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第四十二条の十** 法第四十一条の十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所
- 三 講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及びその時間
- 四 受講者の氏名、生年月日、住所及びマンション管理士の登録番号
- 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証の交付年月日及び修了証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習機関は、法第四十一条の十四に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習事務の実施結果の報告)

**第四十二条の十一** 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録講習の実施年月日

二 登録講習の実施場所

三 受講申込者数

四 受講者数

五 登録講習修了者数

2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及びマンション管理士の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えなければならない。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合において、登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、前項の修了者一覧表を指定登録機関に提出しなければならない。

# 指定の手引き

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

第95条に基づく指定法人

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

## I. 指定法人とは

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）の第95条において、国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であって、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができることとなっております。

※参考条文

（指定）

第95条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

## Ⅱ. 指定法人の業務

指定法人が行う業務は、法第95条において、次の通り規定されております。

- 一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。
- 三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。
- 四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。
- 五 一から四のほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

### Ⅲ. 申請に必要な書類

申請にあたって必要な申請書の記載事項及び添付書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第百条において準用する第十条に規定されております。

#### 1. 申請書の記載事項

指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないとなっております。

- 一 名称及び住所
- 二 法第九十五条第二項各号に掲げる業務又は同条第三項に規定する業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 法第九十五条第二項各号に掲げる業務又は同条第三項に規定する業務を開始しようとする年月日

#### 2. 添付書類

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 法第九十五条第二項各号に掲げる業務又は同条第三項に規定する業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

#### IV. 申請に関する問い合わせ

住 所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

担当部署 : 国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 不動産指導室

電話番号 : 03-5253-8111 (代表) 不動産管理係 (内線 25155)

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律  
第149号）【抄】

第五章 マンション管理業者の団体

（指定）

第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。

二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。

三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。

四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

3 指定法人は、前項の業務のほか、国土交通省令で定めるところにより、社員であるマンション管理業者との契約により、当該マンション管理業者が管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費、修繕積立金等の返還債務を負うこととなった場合においてその返還債務を保証する業務（以下「保証業務」という。）を行うことができる。

（苦情の解決）

第九十六条 指定法人は、管理組合等から社員の営む業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 指定法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、指定法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 指定法人は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、社員に周知させなければならない。

(保証業務の承認等)

第九十七条 指定法人は、保証業務を行う場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた指定法人は、保証業務を廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(保証業務に係る契約の締結の制限)

第九十八条 前条第一項の承認を受けた指定法人は、その保証業務として社員であるマンション管理業者との間において締結する契約に係る保証債務の額の合計額が、国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、当該契約を締結してはならない。

(保証業務に係る事業計画書等)

第九十九条 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、毎事業年度、保証業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(承認を受けた日の属する事業年度にあっては、その承認を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の保証業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

第百条 国土交通大臣は、指定法人の第九十五条第二項又は第三項の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第百一条 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第百二条 第二十一条及び第二十二条の規定は、指定法人について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務の適正な実施」とあるのは、「第九十五条第二項及び第三項の業務の適正な運営」と読み替えるものとする。

登録実務講習登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録・更新年月日	年 月 日
<p>この申請により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>第69条の2第1項の登録</p> <p>第69条の5第2項の登録の更新</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>を申請します。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">             年 月 日              申請者 印         </div>			
国土交通大臣 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住所	郵便番号（ ー ）  電話番号（ ） ー		
フリガナ 講習事務を行う 主たる事務所の名称			
講習事務を行う 主たる事務所の所在地	郵便番号（ ー ）  電話番号（ ） ー		
フリガナ 法人である場合の 代表者の氏名			
講習事務の開始年月日	年 月 日		

備考

1 ※印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」及び 「第69条の2第1項の登録  
第69条の5第2項の登録の更新」 については、不要のものを消すこと。

講師に関する事項

フリガナ  
氏 名

担当する予定科目

フリガナ 氏 名	担当する予定科目



<h2 style="margin: 0;">登録講習機関登録申請書</h2>							
登録の種類	新規・更新	※ 登録番号					
		※ 登録・更新 年月日	年 月 日				
この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律  を申請します。		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">第60条第2項本文(同法第61条第2項において準用する場合を含む。)の登録</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新</td> </tr> </table>		}	第60条第2項本文(同法第61条第2項において準用する場合を含む。)の登録	}	第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新
}	第60条第2項本文(同法第61条第2項において準用する場合を含む。)の登録						
}	第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新						
申請者		年 月 日 印					
国土交通大臣 殿							
フリガナ 氏名又は名称							
住 所	郵便番号 (    -    )						
	電話番号 (    ) -						
講習事務を行う 主たる事務所の所在地	郵便番号 (    -    )						
	電話番号 (    ) -						
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名							
講習事務を開始しようとする年月日	年 月 日						

備考

1 ※印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」及び

{	「第60条第2項本文(同法第61条第2項において準用する場合を含む。)の登録  第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新」
---	---

については、不要のものを消すこと。

講師に関する事項	
フリガナ 氏 名	担当する予定の科目

## 登 録 講 習 修 了 証 明 書

氏 名

生年月日

年 月 日

この者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項本文（同法第61条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく講習の課程を修了したことを証明します。

講 習 の 修 了 年 月 日

年 月 日

交 付 年 月 日

年 月 日

修 了 番 号

第 号

登 録 講 習 機 関

印

(登録番号 第 番)